

## 受講資格証明書様式（EXCEL 版）の使い方について

- EXCEL 版では、年月日欄に入力を行っていただくと自動計算を行い、簡単に受講資格の判定を行うことができます。自動計算を行うのは以下の2つです。
  - 実務経験初日の満年齢：経験年数の初日における満年齢を自動計算します。
  - 期間：経験年数の期間を自動計算します。

なお、足場については、(ア)平成29年6月30日までの経験期間の計算と、(イ)平成29年7月1日以降における経験期間をそれぞれ計算し、それらの期間を合計した期間(ア+イ)を「通算経験年数」として自動計算しています。

※ アの期間とイの期間を分けて計算する理由は、規則改正がなされたことによりイの期間すなわち平成29年7月1日以降における作業経験は、「足場の組立て等特別教育」を修了したのちでなければ認められない(カウントされない)ことによるためです。
- 自動計算を行うためには、セルに入力する上で留意をお願いする点があります。各日付欄(生年月日欄、特別教育の終了日、経験年数の初日と最終日、証明日)への入力は例えば、「平成26年3月1日」という和暦での入力、  
「2014年3月1日」という西暦での入力、  
「2014/3/1」という西暦の簡単な入力  
「h26/3/1」という和暦の簡単な入力  
などとしてください。和暦で入力をすれば、和暦で表記することとなりますし、西暦で入力をすれば西暦で表記されます。
- データチェックについて
  - 実務経験初日における満年齢が18歳未満の時は、  
18歳に達した日以降の年月日を入力してください  
という表示がされます。
  - 証明日が実務経験の最終日又はそれ以前の時は、  
経験年数の最後の日付よりも後でなければなりません  
という表示がされます。ですから、証明日を実務経験の最終日の翌日以降の日付としてください。
  - 足場の組立て等作業主任者にかかる受講資格証明において、経験年数欄(その2)の③の欄の日付が特別教育修了日と同じか、又は特別教育修了日よりも前となっている場合は、  
③は特別教育修了日の翌日以降の日付でなければいけません  
という表示がされます。
- 経験期間の計算において、期間の途中に対象となる作業に従事していない期間がある場合には、その期間を除いた期間でなければなりません。  
ですから、その場合については、経験年数欄の訂正を行う等をお願いします。
- エクセルファイルについて  
ダウンロードいただくエクセルには、マクロプログラムは組み込まれていません。  
(セキュリティ上の理由による)  
自動計算のため、いくつかのセルに関数を組み込んでいます。